

新型コロナウイルスワクチン接種について



オミクロン株対応 2価ワクチンの接種について

追加接種用

オミクロン株と従来株の2つの新型コロナウイルスに対応したワクチンを使用する追加接種をご案内しています。

※初回接種(1・2回目接種)では使用できません。

■対象者

前回の接種から5か月経過した12歳以上の方

※国の通知により、前回接種からの間隔が変更となることがあります。

■ワクチンの種類

オミクロン株対応2価ワクチン
(ファイザー社もしくはモデルナ社製)



■接種会場

約400の医療機関と集団接種会場で接種できます。

■接種券・予約受付

接種券は、接種の時期に合わせて発送しています。

接種券がお手元に届き次第、随時ご予約いただけます。

WEB
予約

予約期間中は24時間いつでも予約可能！

熊本市 ワクチン予約システム



電話
予約

予約専用フリーダイヤル

☎0120-096-885

受付時間／午前8時半～午後7時(土日祝日も開設)

※午後からはお電話がつながりやすくなっています。

効果

オミクロン株に対して、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、持続期間が短い可能性があるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されます。

また、異なる2種類の抗原があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。そのため、今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことが期待されています。

副作用

発現割合	症状	
	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛 ^{とうつう}	注射部位疼痛、疲労
10～50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐 ^{おうと}
1～10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

出典：特例承認に係る報告書より改編

予約サポートセンターを 開設します！

インターネットを利用できない方などの「予約手続き」をスタッフがお手伝いします(来場予約不要)。

■開設日

11月	12日(土)、13日(日)
	19日(土)、20日(日)
	26日(土)、27日(日)
12月	3日(土)、4日(日)



開設時間：午前8時半～午後4時
接種券を忘れずにお持ちください！

■各区会場一覧

区	施設名	区	施設名
中央区	大江公民館	南区	アスパル富合 ^{*2}
	五福公民館		飽田公民館
東区	託麻北地域コミュニティセンター ^{*1}		天明公民館
	秋津公民館		流通情報会館
	東部公民館		南部公民館
西区	西部公民館	北区	火の君文化センター
	河内公民館		植木文化センター
	芳野分室		北部公民館
	花園公民館		清水公民館

※1 前回から会場変更(開設会場住所：東区石原1丁目2番30号)

※2 11月12日(土)は雁回館で開設

予約以外のワクチンに関するお問い合わせ

熊本市新型コロナウイルスワクチン
コールセンター ☎096-300-5577

新型コロナウイルスに関する全般的なことについては、厚生労働省のQ&Aもご参照ください



1・2回目接種が未接種の方へ

初回接種(1・2回目接種)は年内に受けてください

追加接種で使用するオミクロン株対応2価ワクチンは、初回接種(1・2回目接種)が完了しないと接種できません。オミクロン株対応2価ワクチンの接種をご希望の方は、早めに初回接種をお願いします。

※初回接種(1・2回目接種)で使用できるワクチンは従来型ワクチンです。
このワクチンの国からの供給は、年内に終了する予定です。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

支給額 1世帯当たり5万円

■支給対象世帯

① 基準日(令和4年9月30日)において、世帯全員の令和4年度の市町村民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)

② ①のほか、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

※①および②のいずれも、市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

■申請方法等

【住民税非課税世帯】

手続き不要：①のうち住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給された世帯には支給のお知らせを11月中旬から順次発送します。

※臨時特別給付金の受給時と世帯構成や課税状況に変更がある世帯には、確認書・申請書を送付する場合もしくは支給できない場合があります。

辞退または振込先の変更を希望する場合のみ、同封の届け出書を返信用封筒で郵送してください。

手続き必要：11月中旬から順次発送する確認書・申請書が送られてきた世帯は、必要書類を添えて同封の返信用封筒で郵送してください。

【家計急変世帯】11月14日(月)から区役所相談窓口で申請受付を開始します。

※申請書はホームページまたは区役所の「給付金相談窓口」で配布しています。

■相談窓口

区役所に「給付金相談窓口」を設置しています。受付時間は平日の午前8時半～午後4時半までです。

受付終了

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和4年10月31日(月)をもって、申請受付を終了しました。

問い合わせ

熊本市給付金コールセンター

☎096-355-8866

午前9時～午後5時(土日祝除く)

市ホームページはこちら→

